利付国庫債券（20年）（第127回）	1.9％	令和13年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第129回）	1.8％	令和13年６月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第130回）	1.8％	令和13年９月20日	6,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第131回）	1.7％	令和13年９月20日	800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第132回）	1.7％	令和13年12月20日	13,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第133回）	1.8％	令和13年12月20日	4,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第134回）	1.8％	令和14年３月20日	5,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第135回）	1.7％	令和14年３月20日	24,600,000,000円
利付国庫債券（20年）（第136回）	1.6％	令和14年３月20日	32,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第138回）	1.5％	令和14年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第139回）	1.6％	令和14年６月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第140回）	1.7％	令和14年９月20日	90,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第141回）	1.7％	令和14年12月20日	18,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第142回）	1.8％	令和14年12月20日	44,200,000,000円
利付国庫債券（20年）（第143回）	1.6％	令和15年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第144回）	1.5％	令和15年３月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（20年）（第145回）	1.7％	令和15年６月20日	33,500,000,000円
利付国庫債券（20年）（第146回）	1.7％	令和15年９月20日	5,100,000,000円
利付国庫債券（20年）（第156回）	0.4％	令和18年３月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第170回）	0.3％	令和21年９月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（20年）（第172回）	0.4％	令和22年３月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第176回）	0.5％	令和23年３月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第６回）	2.4％	令和13年11月20日	800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第８回）	1.8％	令和14年11月22日	3,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第10回）	1.1％	令和15年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第11回）	1.7％	令和15年６月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第14回）	2.4％	令和16年３月20日	3,800,000,000円
利付国庫債券（30年）（第15回）	2.5％	令和16年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第18回）	2.3％	令和17年３月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第25回）	2.3％	令和18年12月20日	300,000,000円
利付国庫債券（30年）（第31回）	2.2％	令和21年９月20日	4,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第32回）	2.3％	令和22年３月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2％	令和23年３月20日	59,100,000,000円

○財務省告示第二百九十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月七日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第184回）、利付国庫債券（30年）（第35回、第39回、第40回、第43回、第44回、第45回、第50回、第51回、第52回、第54回、第55回、第56回、第57回、第58回、第60回、第61回、第79回及び第87回）及び利付国庫債券（40年）（第８回、第９回、第10回、第11回、第13回、第14回及び第16回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で248,100,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	169,023,576,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和７年10月24日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）